

兵高教組
確定速報4号
 2012年11月19日 調査情報21号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

民・自・公の失政棚上げに、総選挙で審判を!

底なしの公務員賃金引き下げ! 労働組合に結集してストップを!

来年1月1日より施行

国家公務員退職手当大幅引下げ強行

11月2日に臨時国会に提出されて以後趣旨説明も審議も一切されていなかった国家公務員退職手当削減法案が、前代未聞の議会運営によって16日に一気に強行成立されました。

解散のどさくさに紛れて悪法を成立させる国会運営は、民自公3党が談合して行っています。絶対に許すことはできません。

民・自・公談合による前代未聞の国会運営 議会政治と民主主義を破壊

衆院総務委員会は、16日午前10時30分に急遽開催され、趣旨説明・質疑・討論をたった1時間余りで終わらせ採決を強行し、12時に開かれた衆院本会議で裁決後ただちに参議院に送付されました。13時30分から開かれた参院総務委員会はわずか45分の審議で終わり、15時30分から参院本会議が開かれて成立しました。これにより、退職金削減法は来年1月1日から施行されることとなります。

人事院の官民比較調査そのまま
平均402万6千円も引き下げる

国家公務員退職手当引下げ法案は、今年3月に人事院が「公務の退職給付総額が民間を402万6千円(13.65%)上回っている」と調査結果を出し、その結果について「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」が「その全額を退職手当の支給水準引下げにより行うことが適当」と報告したのを受け、内閣が法案提出していたものです。

民主党マニフェストが根底に

日本共産党の塩川議員は、衆院総務委員会で「そもそも根底に民主党の公約である公務員総人件費2割削減の方針がある。この方針こそ撤回せよ」と反対討論に立ちました。

引き下げ法案での削減額190億円、
民主党の政党助成金165億円(2012年)

共産党の山下議員は参院総務委員会で「野田首相は、消費税増税のために自ら身を切ると言ってきたがこれもその流れだ。身を切るなら、累計5700億円にもなる政党助成金を廃止せよ」と迫りましたが、樽床総務相は「政党助成金の削減は政党間で話し合うべき課題」と逃げの答弁に終始しました。また山下議員は連合など一部の労働組合とだけ合意し、労働者の権利をあまりに軽く扱っていることを厳しく指摘しました。衆参両委員会では日本共産党だけが反対討論に立ちました。

共産・社民が反対、
みんなの党「もっと下げるべき」と反対

衆参両院とも、共産党、社民党、「もっと下げるべき」との立場で反対したみんなの党を除く各党の賛成多数で可決されました。

地方公務員にも同調を強要

内閣は、方針を閣議決定した8月7日に各都道府県知事等宛に総務副大臣通知を出し、地方公務員の退職手当についても国に同調するように脅しをかけています。地方公務員に対して提案をさせないとりくみが必要です。

国家公務員退職手当引下げの主な内容

1. 調整率の段階的引き下げ:

退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。

時 期	調 整 率
現 行	104 / 100
2013. 1/ 1 ~ 2013.9/30	98 / 100
2013.10/ 1 ~ 2014.6/30	92 / 100
2014. 7/ 1 ~	87 / 100

2. 早期退職募集制度導入・現行の早期退職特例措置の内容を拡充:

定年前15年以内に退職する勤続20年以上の者を対象として、定年前1年につき最大3%の割増

3. 地方公務員の退職手当について(8月7日総務副大臣通知):

国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、各地方公共団体において制度の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。

現行の退職手当の額(兵庫県も国家公務員と同じ)

退職日の俸給月額 × 支給率 + 調整額

- ・支給率は、勤続年数及び退職理由により定まります。例えば、勤続35年以上での定年退職では、本則で定められる支給率は57月分ですが、附則で104/100(=調整率)を乗じることとしているので、支給率は $57 \times 104 / 100 = 59.28$ 月となります。
- ・調整率は、自己都合退職を除く勤続20年以上の退職者に適用されています。

(調整額(兵庫県の場合):退職前60ヶ月の間 教育職2級・役職加算10%であった場合は201万円、技能労務職・265号以上であった場合は150万円。計算方法は省略します)

現行の定年前早期退職者の特例

- ・勤続25年以上、50歳以上で、退職日の俸給月額を、定年前1年につき俸給月額の2%を加えた額とします。